

令和4年第2回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年2月15日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年2月15日(火)
午後1時30分から午後2時02分まで

2. 出席委員(12名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	笹川 治久	5 番	長澤 昇	6 番	麻生 忠
7 番	中井 徳治	11 番	岡沢 聡	14 番	笹川 悦子
16 番	中村 孝三	20 番	野口 康夫	21 番	中井 博幸

3. 欠席委員(9名)

8 番	牧野 弘	9 番	岸本 信夫	10 番	坂本 豊廣
12 番	尾崎 孝	13 番	稲野 実	15 番	中西 利一
17 番	長澤 均	18 番	中井 啓二	19 番	加藤 博一

4. 会議録署名委員 14 番 笹川 悦子、20 番 野口 康夫

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治、
参事 竹内 亜衣、主任 辻岡 昌樹、美谷 一哉

6. 議事日程

第13号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第14号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第15号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第16号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第17号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第18号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の
決定の件
報告第5号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出
受理)
報告第6号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有
権移転届出受理)
報告第7号 農地等状況報告の件

令和4年第2回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長	それでは、ただ今から、令和4年第2回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
	座らせていただいて、進行させていただきます。
	この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものいたします。
事 務 局	希望者はございません。
議 長	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事 務 局	本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、牧野委員、岸本委員、坂本委員、尾崎委員、稲野委員、長澤均委員、中井啓二委員及び加藤委員の8名から委任状の提出がございます。
	また、中西委員は、本日欠席でございます。
	従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
議 長	それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
	慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	(異議なし)
議 長	それでは、14番 笹川悦子委員さん、20番 野口委員さんをお願いします。
議 長	次に、日程第2、第13号議案から日程第6、第17号議案までは、すべて農用地利用集積計画の作成の件となります。
	まずは、日程第2、第13号議案を議題といたします。
	本件は、 委員さんご本人の案件です。
	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、 委員さんには一時退席していただきます。
 委 員	(委員 退席)
議 長	本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	第13号議案の説明に先立ちまして、第13号議案から第17号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。
	これら5件は、いずれも箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。
	それでは、第13号議案につきまして、ご説明申し上げます。
	議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

議長
野口委員

申請地は白島[]、地目は、台帳・現況ともに[]、面積は[]
[]平方メートルです。

借り手は、[]、[]
[]氏、職業は[]です。

貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類
は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は告示日から令和7年3月31日ま
でです。

以上、第13号議案のご説明といたします。

本件の農地の担当は[]委員さんですが、野口委員さんに代わって調査い
ただきましたので、野口委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

第13号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]小学校を南西に約[]メートル行ったところ
にある農地です。

貸し手は、[]氏で、この度、借り手の[]が、新
たに利用権の設定を受け耕作をされるものです。

借り手の[]である[]氏は、ご実家が農家
で、現在も父親とともに農業をされておられ、今回の申請地においても、父
親とともに耕作をされるとのことと。

将来的に、法人として農業と福祉の連携などを展開されたいとのことと、
法人で借りられます。

自己所有のトラクター等もお持ちですので、問題なく耕作されていくもの
と思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
ので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、
原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

全委員
議長

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決
定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

審議が終わりましたので、[]委員さんに入室していただきます。

[]委員
議長

（[]委員 入室）

次に、日程第3、第14号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第14号議案につきまして、ご説明申し上げま

す。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は石丸■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、第13号議案と同一で、貸し手は、■■■■、■■■■氏、持ち分■■■■、他1名、設定する利用権の種類は、使用貸借権（解除条件付）、設定期間は告示日から令和7年3月31日までです。

以上、第14号議案のご説明といたします。

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第14号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■小学校を西に約■■メートル行ったところに■■筆と、その農地からさらに西に約■■メートル行ったところにある■■筆の合計■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏他1名で、この度、借り手の■■■■が、新たに利用権の設定を受け耕作をされるものです。

借り手の■■■■である■■■■氏は、ご実家が農家で、現在も父親とともに農業をされておられ、今回の申請地においても、父親とともに耕作をされるということです。

将来的に、法人として農業と福祉の連携などを展開されたいということで、法人で借りられます。

自己所有のトラクター等もお持ちですので、問題なく耕作されていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第4、第15号議案から日程第6、第17号議案につきまして、借り手が同一で関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

第15号議案から第17号議案に共通する事項について一括してご説明い

議長
中村委員

議長

全委員
議長

事務局

たします。

いずれも借り手は、西小路4丁目6番1号、箕面市長 上島一彦氏、職業は行政機関で、農業公社が耕作している農地です。

続いて第15号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページから出ございます。

申請地は栗生間谷東■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

貸し手は■■■■■、■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に第16号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は栗生間谷東■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

貸し手は、■■■■■、■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に第17号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は栗生間谷東■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

貸し手は■■■■■、■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

以上、第15号議案から第17号議案のご説明といたします。

議長
長澤昇委員

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第15号議案から第17号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、栗生間谷東の■■■■■が予定されている区域の中にある農地です。

貸し手は、第15号議案が■■■■■氏、第16号議案が■■■■■氏、第17号議案が■■■■■氏で、現在、申請地につきましては、借り手である箕面市が利用権の設定を受け、箕面市農業公社が耕作をしています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

なお、耕作については、引き続き、箕面市農業公社が担っていくとのこと

議長

です。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
ので問題ないものと思います。

以上、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本3件につきましては、問題ないものとして、
原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決
定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第7、第18号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第
4条第3項の事業計画の決定の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第18号議案につきまして、ご説明申し上げま
す。

本件は、箕面市長より都市農地における耕作の事業に関する計画の認定に
ついて、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づ
き、委員会の決定を求められたもので、生産緑地について、賃貸借を行うも
のです。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

申請地は稲、地目は台帳、現況、面積は平方
メートル他筆、合計筆で、面積の合計は平方メートルです。

申請者は、氏、職業は
です。

所有者は、氏、持ち分、他1名、
設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和
14年3月31日までです。

以上、第18号議案のご説明といたします。

議 長
麻 生 委 員

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第18号議案の調査内容をご報告いたします。

申請地は、の西側にある筆の生産緑地です。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、申請人の
氏が、所有者である氏他1名から生産緑地を借り受けるため
に、事業計画を作成し申請されたものです。

申請人の氏は、の出身で、これまでで約5反以上の農
地で農業経営をされていましたが、この度、大阪へ拠点を移すことから、新

たに農地を借りようとするものです。

事業計画では、年250日ほど農業に従事され、アスパラガスなどの畑作を予定されており、生産した野菜は市内の学校給食へ出荷することとなっています。

農業経験も十分あり、トラクターなどの農業機械もお持ちですので、申請地においても問題なく農業をされるものと思われます。

また、所有者の[]氏についても、主たる従事者として、周辺の草刈りや見回り等、一定、耕作事業に従事されるとのことでした。

以上より、本事業計画は同法律第4条の各要件を満たしており、申請どおり決定しても問題ないものと考えます。

以上、第18号議案の調査内容報告とさせていただきます。

議 長
笹川治久委員

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

今回の申請は、生産緑地の使用貸借権の設定ですが、耕作をする申請人の現住所が[]で遠方になりますが問題はないのでしょうか。

例えば農地法第3条の申請では、自宅から農地までの距離などの要件があると思いますが、住所の関係性はどうなっているのでしょうか。

麻生委員

申請者は、[]の出身者で、現在は[]で作付けをされておりますが、息子さんが箕面市に在住で、現在の作付け分を収穫後、大阪に移り住まれる予定ですので、問題ないと考えています。

笹川治久委員
議 長

了解いたしました。

他に質疑ご意見はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第5号及び第6号の2件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

それでは、日程第8、報告第5号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第5号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、新稲[]、地目は、台帳・現況ともに[] 面積は[]平方メートルです。

議長
中井徳治委員

届出人は、[]氏、職業は[]、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年1月17日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第5号のご説明といたします。

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第5号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]から東へ約[]メートル行ったところにある農地です。

届出人の[]氏が、[]を建設するため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は[]、東側は[]、西側、南側は[]となっており、雨水は道路側溝へ放流し、汚水等は公共下水道へ接続されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第9、報告第6号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第6号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地の所在は、外院[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は[]、[]氏、職業は[]です。

譲渡人は[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年1月17日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第6号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中西委員さんが欠席ですので、事務局から調査内容の報告をお願いします。

事務局

報告第6号につきまして、中西委員さんより調査結果をお預かりしていますので事務局で代読いたします。

届出地は、[]を西へ約[]メートル行ったところにある農地で

す。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が[]を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側は[]、南側及び西側は[] 東側は[]となっており、雨水等は自然浸透です。

転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

それでは、ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第10、報告第7号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事 務 局

(次回日程及び令和4年度総会日程について連絡)

議 長

他にその他ということで何かありませんか。

中 村 委 員

事務局へのお願いですが、今回の会議案内について、総会の前日に到着し、コロナ禍で人数制限をされているので、出欠がぎりぎりまでわからない状況でした。

次年度の会議日程を見ても、今年とほぼ同じであるため、もう少し告示日を早めるなどご配慮、検討をお願いします。

事 務 局

今回は、ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

次回からは、告示日の変更や配布方法の検討など皆さんにご迷惑をかけないように考えてまいります。

中 村 委 員

よろしくお願いします。

議 長

他にご意見はありませんか。

神 代 委 員

農地利用最適化推進委員会から報告いたします。

2月2日に予定しておりました現地視察ですが、コロナ禍により昨年に引き続き中止といたしました。コロナ禍が落ち着けば実施したいと考えていますのでよろしくお願いします。

議 長

他にご意見はありませんか。

ないようですので、これをもちまして令和4年第2回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時02分閉会)

上記は、令和4年第2回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 船 垣 恵 一

署名委員 野口 康 夫

署名委員 辻 川 悦 三